3　利子補給金の利子補給率は、前項第一号及び第二号に掲げる貸付けごとに、公庫及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一千万円（組合については、三千万円）を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間〇・九パーセントとする（ただし、令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）。

4　前項の利子補給率については、第二項第一号に掲げる貸付けを対象とする場合は、平成二十三年八月一日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができ、同項第二号に掲げる貸付けを対象とする場合は、同年九月五日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができるものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額）

第十三条　災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第九条第一号及び第二号に掲げる者に対するツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等（社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものに限る。）については、法第十五条に規定する危機対応円滑化業務実施方針第四条第三号に定める限度額を適用しないものとする。

第四章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十四条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

二　第三条第三号、第四号及び第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

三　第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

四　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　短期社債の取得の総額、件数、取得金利の下限その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった短期社債の取得の総額、件数その他の事項

五　第九条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

六　第三条第八号に掲げる者を対象とする産活法第二十条の二第一項に規定する出資の実施状況については、損害担保取引の対象となった出資の総額、件数その他の事項

（共通事項）

第十五条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第十六条　主務大臣は、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務については、東日本大震災による被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

2　主務大臣は、災害等に係る事案に関する危機対応業務については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。

○関東地方整備局告示第四百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二)　三百五十七号　東京都江東区新木場四丁目六番地先から同区新木場一丁目二番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分の み。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月十八日

○関東地方整備局告示第四百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市鶴見区生麦一丁目一四番一から同市鶴見区生麦一丁目一一番一〇まで	前	二六・七三～三四・九六メートル	〇〇・〇六六キロメートル
	後	二六・七三～三六・四五メートル	〇〇・〇六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第四百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二)　横浜市鶴見区生麦一丁目一四番一から同市鶴見区生麦一丁目一一番一〇まで　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第四百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三郷市彦沢三丁目一五番四から同市彦沢三丁目三六番三まで	前	五二・五三～一一七・四一メートル	〇〇・〇五二キロメートル
	後	五二・五三～一一五・一五メートル	〇〇・〇五二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所